

# 京都府の住宅支援の仕組みについて

京都府府民生活部防災・原子力安全課  
被災地応援担当課長 細野昭和

# (はじめに) 国の制度(災害救助法)

- 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な援助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

- 救助の種類

①避難所、応急仮設住宅の設置、

②食品、飲料水の給与、③被服、寝具の給与、

④医療、助産、⑤被災者の救出 等

# 災害救助法による応急仮設住宅の供与

- 対 象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

- 供与期間

建築工事の完了した日から2年以内

※この基準により難しい場合、知事は内閣総理大臣の同意を得て定めることができる。

## 東日本大震災に係る対象等の弾力運用(主なもの)

- 3月19日  
民間賃貸住宅、空き家の借り上げも可能
- 3月25日  
公営住宅等も活用可能
- 4月4日  
対象要件の弾力運用(住宅の滅失、資力)  
福島第一原発周辺区域以外からの避難者も求償可能  
(福島県のみ)

※原子力損害賠償の範囲で負担すべき費用は東京電力が負担

# 住宅供与期間の延長経過

- 3年に延長  
24年4月17日、国(厚労省)通知により延長を決定
- 4年に延長  
25年4月2日、国(復興庁、厚労省、国交省)通知により、自治体の判断で延長が可能(国への協議は必要)とされた。  
→この通知を受け、被災各県から受入県に延長要請有
- 5年に延長  
26年5月28日 福島県:28年3月までの延長を受入県に要請  
6月30日 宮城、岩手県:入居から5年への延長を受入県に要請

# 京都府の受入・延長経過

- 受入対象

災害救助法適用市町村からの避難者

(京都府では災害発生直後から、災害救助法適用市町村  
全域からの避難者(自主避難者を含む。)を受入)

- 受入開始

府営住宅                      23年3月18日～

職員住宅                      23年3月22日～

国家公務員宿舎              23年4月15日～

※ いずれも目的外入居の扱い。

(正式な入居ではなく「一時使用等」としての入居)

# 京都府の延長の考え方

- 被災県の要請等に基づき、現地の応急仮設住宅と同じ取扱いを行うことを基本に、順次延長
- 受入期間の延長経過
  - 23年10月20日 入居日から2年に延長
  - 24年4月27日 // 3年に延長
  - 25年4月3日 // 4年に延長
  - 26年7月7日 // 5年に延長

# 京都府の独自措置

(京都市も同様の扱い)

- 受入避難者に係る独自措置  
災害救助法による求償対象外の避難者(福島県以外の自主避難者)も受入
- 受入期間に係る独自措置  
延長要請のない地域からの避難者も含め、府の措置として全ての避難者について、入居日から5年に延長

## 京都府の入居期間延長の内訳

被災県	今回の依頼内容	府の取扱	対象世帯数	左のうち府 独自措置分
岩手県	入居日から5年間 ※依頼は沿岸部等のみ	入居日から 5年間	1	1
宮城県			12	7
福島県	平成28年3月まで (自主避難者含)		91	78
茨城県、栃木 県、千葉県	依頼なし		16	16
計			120	102

※ 福島県に係る独自措置は、28年4月以降も引き続き受け入れる世帯数

# 公営住宅への入居制度(1)

## 1 公営住宅への「特定入居」

※ 特定入居とは、抽選を経ずに公営住宅に入居すること。  
(家賃が発生)

①福島第一原発の避難指示区域に居住していた方で、住宅に困窮している方 (福島復興再生特別措置法)

②災害による住宅の滅失により居住できる住宅がない方

(各自治体の条例による。所得要件や世帯要件を満たす必要)

# 公営住宅への入居制度(2)

## 2 子ども被災者支援法による優先入居

※優先入居とは、特に住宅困窮度が高い者に対し、入居者の募集・選考において倍率の優遇や戸数枠の設定等により優先的に入居できる制度(家賃が必要)

- 子ども被災者支援法基本方針(25年10月閣議決定)  
(被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針)

→「支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居に円滑化を支援」する旨位置付けられた。

※ 支援対象地域は、福島県中通り、浜通り(原発避難指示区域以外)

# 公営住宅への入居制度(2)

## 2 子ども被災者支援法による優先入居

(平成26年1月29日国土交通省パブリックコメント資料から)

＜国が要請する優先的な取扱いの内容＞

地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案した事業主体の判断により、以下のとおり優先的な取扱いを行うこと。

入居要件	通常取扱い	優先的な取扱い
住宅困窮要件	住宅を所有している者は、原則として住宅困窮要件を満たさない	支援対象地域に住宅を所有している場合でも、住宅困窮要件を満たしうる。
収入要件	入居者及び同居者の所得金額の合計額を算定基礎とする	世帯全員の所得金額の合計額に1/2を乗じた額を算定基礎とする。※パブコメの対象
その他の入居要件	・居住地要件(「県内に住所を有すること」等) ・独立生計要件(「独立の生計を営む者であること等」)等	可能な限り緩和。

# (参考) 民間住宅等の相談先

- (公社)全日本不動産協会京都府本部

【毎月】第1・第2・第3・第4 火曜日

午後1時30分～午後4時

※予約制。事前に電話予約要(075-251-1177)

- (公社)京都府宅地建物取引業協会

毎週火曜日・金曜日、午後1時～午後3時30分

075-415-2121(代)

- UR賃貸住宅(京都営業センター)075-255-0499

場所 中京区烏丸御池下ル(井門明治安田生命ビル1階)

時間 午前9時30分～午後6時(水曜休)

ありがとうございました。